

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮崎県指定 第 4570400152 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能ですが、暫定の居宅サービス計画が必要です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 虐待防止のための措置に関する事項	7
8. 業務継続計画のための措置に関する事項	7
9. ハラスメント対策	7
10. 事故発生時対策	8
11. 苦情の受付について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 徳栄会
(2) 法人所在地 宮崎県日南市大字楠原 1 8 4 0 番地
(3) 電話番号 0 9 8 7 - 2 1 - 2 0 8 0
(4) 代表者氏名 理事長 河野 洋徳
(5) 設立年月 平成 1 1 年 1 2 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業所の目的 利用者に対して適正な居宅介護支援援助計画を提供すること。
(3) 事業所の名称 はまゆうの里 日南市西在宅介護支援センター
平成 1 2 年 2 月 2 9 日指定 宮崎県 4570400152 号
(4) 事業所の所在地 宮崎県日南市大字楠原 1 8 4 0 番地
(5) 電話番号 0 9 8 7 - 2 1 - 2 0 9 1
(6) 事業所長（管理者）氏名 上原 健悟
(7) 開設年月 平成 1 2 年 4 月 1 日
(8) 事業者が行っている他の業務

当事業者は、次の事業もあわせて実施しています。

- 【短期入所生活介護】平成 12 年 3 月 17 日指定 宮崎県 4570400145 号 定員 10 名
【通所介護】 平成 12 年 3 月 7 日指定 宮崎県 4570400194 号 定員 50 名
【通所介護】 平成 28 年 1 月 8 日指定 宮崎県 4570401283 号 定員 25 名
【訪問介護】 平成 12 年 3 月 17 日指定 宮崎県 470400186 号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 日南市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ~ 金曜日
受付時間	月曜日 ~ 金曜日 8 時 3 0 分 ~ 1 7 時 3 0 分
サービス提供時間帯	8 時 3 0 分 ~ 1 7 時 3 0 分

- (3) 連絡体制 2 4 時間 （電話転送による対応）

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1 名			1 名	事業の管理
2. 介護支援専門員	1 名以上				ケアプラン作成
3. 主任介護支援専門員	1 名以上				ケアプラン作成

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総を当事業所における常勤職員の
所定勤務時間帯数（例：週４０時間）で除した数です。

（例）週８時間勤務の介護支援専門員が５名いる場合、常勤換算
では、１名（８時間×５名÷４０時間＝１名）となります。

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されま
すので、ご契約者の利用料負担はありません。

（１）サービスの内容と利用料金（契約書第３～６条、第８条参照）

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで
医療機関との総合的な連携を図り、公正中立なケアマネジメントを行い、居宅介護サービス及
びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下 「指定居宅サービス等」という。）
が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における複数の指定居宅サービス
事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に提
供し、契約者にサービスの選択を求めます。契約者又はその家族等の意思に基づいた当
該事業所をケアプランに位置付けます。契約者又はその家族等に当該事業所をケアプラ
ンに位置づけた理由を説明します。



③ 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供され
るサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅
サービス計画の原案を作成します。契約者及びその家族等が医療系サービスの利用を希望
されている場合その他必要な場合等は、契約者及びその家族等の同意を得て主治の医師等
の意見を求め、その意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。



④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービ
ス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類の、内容、利用料
等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するもの
とします。

② ケアマネジメントの公正中立性の確保

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。 ※別紙

③ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・訪問介護事業所等から伝達された契約者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した契約者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

④ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の金額をいったんお支払い下さい。

要介護 1	～	要介護 2	一律	1.086 単位/月
要介護 3	～	要介護 5	一律	1.411 単位/月

各種加算について

1	初回加算	利用料金	300 単位
2	入院時情報連携加算		
	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)		250 単位
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)		200 単位
3	退院・退所加算 (1回)		450 単位(600 単位)
	退院・退所加算 (2回)		600 単位(750 単位)
	退院・退所加算 (3回)		900 単位

4 通院（歯科含む）時情報連携加算	50 単位/月
5 緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位
6 ターミナルケアマネジメント加算	400 単位
7 同一建物減算	所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を減算

7 特定事業所加算

イ 特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位
ロ 特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位
ハ 特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位
ニ 特定事業所加算(A)	114 単位

特定事業所加算の基準

イ 特定事業所加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 2 名以上配置していること。

※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、または同敷地内にある他の事業所の職務と兼任をしても差し支えない。

(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。

※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、または同敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。

(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。

(4) 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 100 分の 40 以上であること。

(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。

(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。

(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修会等に参加していること。

(9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。

(10) 指定居宅介護支援事業所において、取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員 1 名あたり 45 名未満であること。

(11)法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。

(12)他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会などを実施していること。

(13)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)(12)(13)の基準に適合すること。

(2) イ(1)における主任介護支援専門員の配置人数は1名以上とすること。

ハ 特定事業所加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)(12)(13)の基準に適合すること。

(2) イ(1)における主任介護支援専門員の配置人数は1名以上。

(3) イ(2)における介護支援専門員の配置人数は2名以上配置とすること。

二 特定事業所加算(A) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)、(13)の基準に適合すること。

(2) イ(4)、(6)、(11)、(12)については他の事業所と連携することにより要件を満たすことが可能とすること。

(3) イ(1)における主任介護支援専門員の配置人数は1名以上。(2)における介護支援専門員の配置人数は常勤・非常勤がそれぞれ1名以上。

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

所要距離に対して 1キロメートルあたり12円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下の方法でお支払い下さい。

下記指定口座への振り込み

(名義) はまゆうの里日南市西在宅介護支援センター 理事長 河野 洋徳

(口座) 宮崎銀行 飢肥支店 普通預金 1229182

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

※振込手数料はご本人負担とさせていただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

① 事業者からの介護支援専門員を交替

事業者からの都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合には、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者からの特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 入院時における医療機関との連携

当事業所はご契約者の主治医または医療機関との間において、ご契約者の疾患に関する対応を円滑に行うため、疾患に関する情報について、必要に応じて連絡を取らせていただきます。そのため、入院、受診等には当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を医療機関に伝えていただきますよう、お願い致します。

7. 虐待防止のための措置に関する事項

虐待の発生または再発を防止するために、高齢者虐待防止の為の指針を整備し、担当者を配置し虐待防止のための対策委員会を定期的開催し周知徹底します。また、年1回以上の研修を実施。

8. 業務継続計画のための措置に関する事項

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定。

9. ハラスメント対策

- 1：事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- 2：ご契約者が、事業所の職員に対して行う暴言暴力嫌がらせ誹謗中傷等の迷惑行為セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10. 事故発生時対応

事故が発生した場合は速やかに事務所において対応するとともに、保健所に報告するものとします。

11. 苦情の受付について（契約書第19条参照）

(1) 苦情の受付 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

(担当者) [職名] 事務長 吉村 秀夫

電話番号 0987-21-2080

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

日南市・市役所 介護保険担当課	所在地 日南市中央通り1-1-1 電話番号 0987-31-1160 FAX 0987-21-1410 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎市下原町231番地1 電話番号 0985-35-5111 FAX 0985-25-0260 受付時間 8:30～17:00
宮崎県社会福祉協議会	所在地 宮崎市原町22番地 電話番号 0985-22-3145 FAX 0985-27-9003 受付時間 8:30～17:00
第三者委員 笠 翁輔 (リュウ オウスケ) 戸敷 裕子 (トジキ ヒロコ)	住 所 宮崎県日南市飫肥7丁目2番37号 電話番号 0987-25-0424 住 所 宮崎県日南市戸高1丁目4番地5 電話番号 0987-25-1512

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

はまゆうの里 日南市西在宅介護支援センター

説明者職名 介護支援専門員

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 印

代理人住所

氏 名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき利用申込者またはその家族への重要事項説明書のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

(契約書第10条、第11条、第12条、第13条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
(記録作成・交付義務)
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
(記録作成・交付義務)
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
- ④ ご契約者及びその家族等にケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を行います。ご契約者の意思に基づいた当該事業所をケアプランに位置付けます。当該事業所をケアプランに位置付けた理由を説明行います。
(公正中立なケアマネジメント義務)
- ⑤ ご契約者及びそのご家族等に対し、入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供してもらうように依頼します。
(医療と介護の連携強化義務)
- ⑥ ご契約者及びそのご家族等が医療系サービスの利用を希望されている場合その他必要な場合等は、ご契約者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた医師等にケアプランを交付します。
(医療と介護の連携強化義務)
- ⑦ 指定居宅サービス事業所等から伝達されたご契約者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握したご契約者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝達します。
(医療と介護の連携強化義務)

2. 損害賠償について (契約書第14条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立及び要支援と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者のもしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合